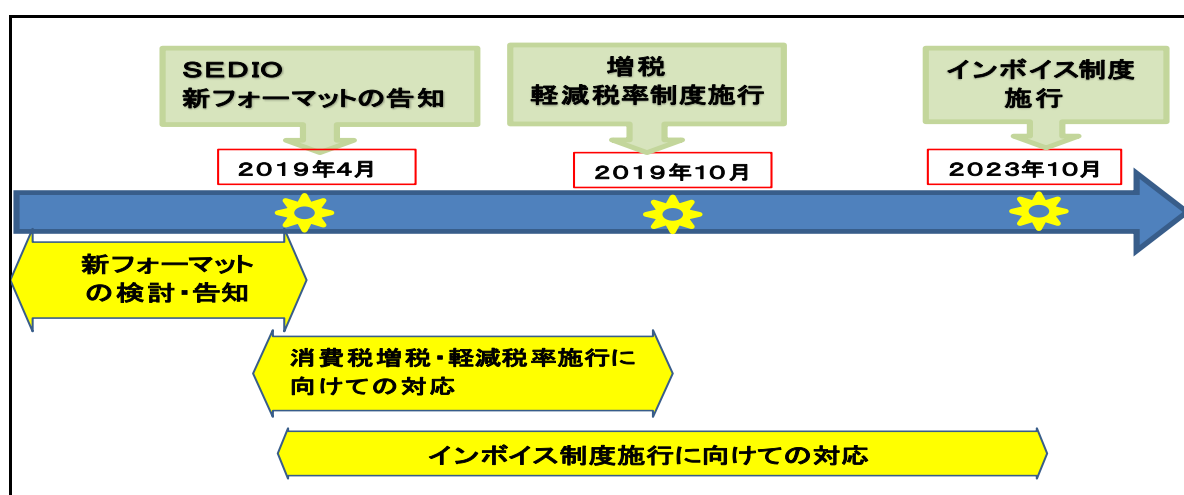


SE D I O—V A Nサービスの消費税対応について（案）

1. 経緯

2019年10月に消費税増税が行われ、併せて軽減税率制度が導入される見込みです。これに伴い、商品ごとの消費税率管理が必要となり、請求書等への記載事項や保管方法など、様々な面での対応が必要となります。SE D I O—V A Nサービスにおいても、請求書等の記載要件や運用面で必要となる情報について、既存フォーマットを見直し、消費税関連項目を追加することと致しました。

2. スケジュール



適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、2019年4月にEDIデータフォーマットの仕様変更・項目追加の告知を行います。SE D I O—V A Nサービスをご利用のメーカー様、卸売業様は、ご利用中のデータ種について仕様変更内容をご確認頂き、システム対応をお願い致します。また、2019年10月の消費税増税、軽減税率制度施行に向けて、社内および取引先様とのご調整をお願い致します。

3. 仕様変更がないもの

- ・ 文具統一伝票は変更ありません。（消費税の表示がない）・・・卸連確認済
- ・ SE D I O商品マスタは変更ありません。（自社商品マスタを使用する事が多い）
- ・ 発注・蔵出・納期回答データは変更ありません。（今回の消費税増税は請求書がメイン）

4. 仕様変更があるもの

- ・請求・支払データに変更があります。

- ①請求ヘッダーレコード（Bレコード）に請求元登録番号欄を追加
- ②請求伝票（伝票単位）レコード（Dレコード）に軽減税率伝票区分欄を追加
- ③請求伝票（明細単位）レコード（Eレコード）に軽減税率商品区分欄を追加
- ④請求合計レコード（Fレコード）に標準取引金額、標準消費税欄を追加

※全ての新規追加項目は、現行データフォーマットのフィラー部分とします。

- ・変更内容は、**2019年10月**からの【区分記載請求書等保管方式】、**2023年10月**からの【適格請求書等保管方式】と保管方式が変わりますが、今回の請求変更は【適格請求書等保管方式】まで先にまとめて行ないます。（表1）

表 1

		適格請求書等保管方式の導入	
	【請求書等保管方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保管方式】 (平成31年(2019年)10月～)	【適格請求書等保管方式】 (平成35年(2023年)10月～)
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込) ・請求書受領者の氏名又は名称 	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した対価の額(税込) (注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可 	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率 (注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし ○ 免税事業者も交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除可 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり ○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除不可 ○ 免税事業者からの仕入れについて、 <ul style="list-style-type: none"> ・3年間：80% ・その後3年間：50% の仕入税額控除可。
税額計算特例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) $43,200円 \times 8/108 = 3,200円$ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) $10\% \text{対象} : 22,000円 \times 10/110 = 2,000円$ $+ 8\% \text{対象} : 21,600円 \times 8/108 = 1,600円$ $= 3,600円$ ○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 いづれかの方法に ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 よることができる (例) 積上げ計算の場合 $2,000円 + 1,600円 = 3,600円$ (注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要) 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止) ○ 適格請求書等の内容につき電磁的記録での提供可

表1: 2019年10月1日からの適格請求書等保管方式の導入 ※出典: 国税庁ホームページ

5. 請求・支払データの変更について

- ① 自社商品マスタに**軽減税率商品**の区分を設け、**表示する必要があります**。

(軽減税率商品の洗い出しと自社での区分設定を統一する。)

- ・ **自社商品マスタの商品名に設定⇒品名の一番後ろに‘※’**・・・SEDI O推奨
- ・ **自社商品マスタに軽減税率商品区分を設定**

⇒ 1バイト新規指定・・・‘1’・・・SEDI O推奨

- ② SEDI O請求・支払伝送フォーマットの変更

- ・ フォーマットは、明細単位は商品品番、伝票単位は納品伝票番号（出荷伝票番号）である為、**軽減税率商品、伝票区分**をセットするようにご準備ください。

推奨：軽減税率商品、伝票区分 = 10%（“空白”）、8%（“1”）

また、**自社請求書明細のどこかに軽減税率商品の区分（※）を表示するよう**にご準備ください。

- ・ 請求伝票(伝票単位)レコード（Dレコード）に軽減税率伝票区分欄を追加

3 0 1 4 伝票フィラー X (1 0)

↓

3 0 1 4 **軽減税率伝票区分** X (0 1)

3 0 1 4 A 伝票フィラー X (0 9)

3 0 2 2 伝票フィラー X (1 0)

↓

3 0 2 2 **軽減税率伝票区分** X (0 1)

3 0 2 2 A 伝票フィラー X (0 9)

追加

追加

- ・ 請求伝票(明細単位)レコード（Eレコード）に軽減税率商品区分欄を追加

4 0 2 1 フィラー X (0 4)

↓

4 0 2 1 **軽減税率商品区分** X (0 1)

4 0 2 2 フィラー X (0 3)

追加

- ・請求合計レコード（Fレコード）に標準取引金額、標準消費税欄を追加
（請求合計レコードには、軽減税率（8%）の欄は設定しません。）

5007	取引金額合計	⇒	合計取引金額	に名称変更
5008	消費税額	⇒	合計消費税額	に名称変更
5011	フィラー		X (34)	
	↓			
5011	標準取引金額	符号	X (01)	}
5012		金額	9 (10)	
5013	標準消費税額	符号	X (01)	
5014		金額	9 (10)	
5015	フィラー		X (12)	

追加

★合計欄の算出

10%取引金額	標準取引金額	
8%取引金額	合計取引金額	— 標準取引金額
取引金額合計	合計取引金額	
10%消費税	標準消費税額	
8%消費税	合計消費税額	— 標準消費税額
消費税合計	合計消費税額	

③インターネット受発注システム・請求処理の改修を**2019年8月末迄**に行ないます。

本番リリースは、2019年10月1日を予定しております。

④消費税増税が延期された場合は、SEDI O-VANサービスにおいても延期と致します。

⑤2019年10月より、消費税増税伴う新規項目を使用しない場合、現行のEDIデータフォーマットのままで利用することは可能です。

6. 追加項目仕様への対応

【軽減税率対象商品の取引があるメーカー様、卸売業様の対応のポイント】

1) 送信データについて、

軽減税率対象商品を取扱われている場合、2019年10月以降、発注データは、税率毎に伝票を分割し、送受信できるようにご準備ください。

(返品、伝票訂正データ等についても可能な範囲でご対応ください。)

2) 商談時の商品税率情報の確認について、**軽減税率商品の取扱いがあるメーカー、卸売業様は、商談時の税率情報の連携、商品マスタ管理**についてご調整ください。

3) **発注データについて卸売業様は、発注データ送信時に、税率毎に発注できるようにご準備ください。**

4) 請求(支払)データについて、明細単位、伝票単位を作成し、**軽減税率商品区分を設定**して送信できるようにご準備ください。

5) 請求合計データについて、**全体分の合計取引金額と合計消費税、10%分の標準取引金額と標準消費税額を区分して計算**し、データにセットできるようにご準備ください。

6) 請求データの送信方法は、

・『1請求データ上に10%分、合計(8%分は算出)をセットして送信するのか』

・『8%分の請求データ、10%分の請求データと税率毎で送信するのか』

卸売業様とご調整の上、送信できるようにご準備ください。

7) 請求合計データからの請求書合計は、5. ②★合計欄の算出 を参照に算出して、ご使用ください。

【軽減税率商品の取引がないメーカー様、卸売業様の対応のポイント】

- 1) **2019年10月**からは、税率毎の取引金額、消費税額等、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対応項目を設定して送信できるようにご準備ください。
- 2) 軽減税率商品の取引がなくても、請求・支払システムを共通化する為の対応になりますので、送信できるようにご準備ください。
請求合計データの税率毎の取引金額、消費税は同じになります。

7. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施

- ・ **2019年10月**以降、請求合計データに税率毎の取引金額、消費税額等、
2023年10月以降、請求ヘッダーデータに請求元登録番号を設定して、
適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応できるようにご準備ください。
- ※ **2021年10月**以降、税務署への申請により、登録番号を取得できます。

登録番号 = T + 13桁の数字（14桁）

- ・ 請求ヘッダーレコード（Bレコード）に請求元登録番号欄を追加

1014 フィラー X（36）

↓

1015 請求元登録番号 X（14）

} 追加

1016 フィラー X（22）

※請求元登録番号は2023年9月迄、空白をセットしてください。

- ・ **2023年10月**以降、請求ヘッダーより請求元登録番号を参照して下さい。

（例） 日本文紙データ交換機構
 〒111-0052 東京都台東区
 TEL 03-5687-0963
 登録番号 T0123456789123

今回の案につきまして、ご意見、ご要望などがございましたら
2019年3月22日迄にメールにてお願い致します。

以上

■■■本件についてのお問い合わせ先■■■
日本文紙データ交換機構・SEDIO 事務局
TEL:03-5687-0963
E-mail:sedio@nifty.com